

内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる
安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する
命令案について（概要）

令和7年12月

内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官（特定重要物資担当）

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

1. 制定の趣旨

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「法」という。）においては、特定重要物資等の安定供給確保に向けた取組を行う民間事業者等に対して助成金の交付等の安定供給確保支援業務を行う法人を安定供給確保支援法人として指定することができることとされている。
- 今般、厚生労働省・経済産業省が共管する物資である人工呼吸器を特定重要物資として指定する方向となったため、安定供給確保支援法人の指定の手続き及び安定供給確保支援業務の実施について規定するため、本省令を制定する。

2. 省令案の概要

- 本省令の概要は以下のとおり。
 - (1) 安定供給確保支援法人の指定の申請
 - ① 法第31条第1項の規定により安定供給確保支援法人の指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、申請書に書類（定款の写し、登記事項証明書、役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名・略歴を記載した書類等）を添付して、主務大臣に提出しなければならないものとする。
 - ② 主務大臣は、①の申請書及び書類のほか、申請法人が法第31条第1項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができるものとする。
 - ③ 二以上の主務大臣に①の申請書（添付書類及び②の書類を含む。以下同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができるものとする。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出され

たものとみなす。

- (2) 法第 31 条第 1 項の主務省令で定める法人は、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人とする。
- (3) 安定供給確保支援法人の業務
 - ① 安定供給確保支援法人は、安定供給確保取組方針の定めるところにより、安定供給確保支援業務を公正かつ適正に行わなければならないものとする。
 - ② 安定供給確保支援法人は、法第 31 条第 3 項第 3 号に掲げる業務により収集した情報を公表する場合には、公表に当たって適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができする方法によって行わなければならないものとする。
 - ③ 安定供給確保支援法人は、法第 31 条第 3 項第 4 号に掲げる業務を行うに当たっては、相談窓口を設置した上で、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならないものとする。
- (4) 主務大臣は、法第 31 条第 4 項の規定により供給確保支援実施基準を定めるに当たっては、安定供給確保支援業務の具体的内容及び実施体制に関する事項、安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項、安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項等について定めるものとする。
- (5) 法第 32 条第 2 項の規定による安定供給確保支援法人の名称等の変更の届出の様式を定める。
- (6) 安定供給確保支援業務規程の認可の申請等
 - ① 安定供給確保支援法人は、法第 33 条第 1 項の規定による安定供給確保支援業務規程の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る安定供給確保支援業務規程を添付して、これを主務大臣に提出しなければならないものとする。
 - ② 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、申請書に書類（変更する規定の新旧対照表、変更後の安定供給確保支援業務規程、変更に関する意思の決定を証する書類）を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
 - ③ 二以上の主務大臣に①の申請書（添付書類及び②の書類を含む。以下同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができるものとする。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出され

たものとみなす。

(7) 安定供給確保支援業務規程の記載事項

- ① 法第 33 条第 2 項第 3 号ニの主務省令で定める事項は、助成金の交付の対象とする認定供給確保事業の選定の基準並びに助成金の交付の方法及び実施体制に関する事項、助成金の交付の期間に関する事項、助成金の交付の取消し及び返還に関する事項とする。
- ② 法第 33 条第 2 項第 4 号ニの主務省令で定める事項は、利子補給金の支給の対象とする認定供給確保事業の選定の基準並びに利子補給金の支給の方法及び実施体制に関する事項、利子補給金の支給の期間に関する事項、利子補給金の支給の停止に関する事項等とする。
- ③ 法第 33 条第 2 項第 6 号の主務省令で定める事項は、安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項、知り得た情報の管理に関する事項、相談窓口の設置に関する事項、認定供給確保事業者に対する監査の実施に関する事項とする。

(8) 事業計画等の認可の申請等

- ① 安定供給確保支援法人は、事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（安定供給確保支援法人の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならないものとする。
- ② 安定供給確保支援法人は、事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、申請書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならないものとする。
- ③ 二以上の主務大臣に①の申請書（添付書類及び②の書類を含む。以下同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができるものとする。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(9) 事業報告書等の提出

- ① 安定供給確保支援法人は、事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを主務大臣に提出しなければならないものとする。
- ② 二以上の主務大臣に事業報告書及び収支決算書（貸借対照表を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができるものとする。この場合において、

当該事業報告書及び収支決算書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

- (10) 法第 36 条の規定による区分経理の方法は、二以上の業務に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。
- (11) 帳簿の記載
 - ① 安定供給確保支援法人は、帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
 - ② 法第 38 条の主務省令で定める事項は、安定供給確保支援業務の実施状況、国から交付された補助金の額の総額、国から交付された補助金の執行の状況、第 36 条各号に掲げる業務ごとに充てた補助金の額、安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあつては、当該安定供給確保支援法人基金を運用して得た利子その他の収入金の総額とする。
 - ③ ②の事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって①に規定する帳簿の保存に代えることができるものとする。
- (12) 安定供給確保支援業務の休廃止の許可の申請
 - ① 安定供給確保支援法人は、安定供給確保支援業務の休廃止の許可を受けようとするときは、申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - ② 二以上の主務大臣に①の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
- (13) 安定供給確保支援法人の指定の取消しを受けた安定供給確保支援法人は、遅滞なく、主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務を引き継ぐこと、主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に帳簿その他の安定供給確保支援業務に関する書類を引き継ぐこと、主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務に係る財産（納付に係る金額に相当するものを除く。）を引き渡すこと、交付を受けた補助金のうち、主務大臣が定める金額を国庫に納付すること等を行わなければならないものとする。
- (14) 法第 48 条第 6 項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書の様

式を定める。

(15) その他所要の規定を整備すること。

3. 根拠規定

法第31条第1項、第3項及び第4項、第33条第1項、第2項第3号ニ、同項第4号ニ及び同項第6号、第35条第1項及び第3項、第36条、第38条、第40条第1項、第41条第6項並びに第91条

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年12月（予定）
- 施行期日：公布日